

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(用地交渉従事手当) 第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、企業立地課、土地対策課、 <u>都市計画課</u> 、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。 2 略	(用地交渉従事手当) 第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、企業立地課、土地対策課、 <u>まちづくり課</u> 、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。 2 略

様式第1から様式第17の2までの規定中「所属長印」を「所属長確認欄」に、「直接監督責任者印」を「直接監督責任者確認欄」に、「従事者印」を「従事者確認欄」に改める。

様式第18中「所属長印」を「所属長確認欄」に、「直接監督責任者印」を「直接監督責任者確認欄」に改める。

様式第19及び様式第20中「所属長印」を「所属長確認欄」に、「直接監督責任者印」を「直接監督責任者確認欄」に、「従事者印」を「従事者確認欄」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1から様式第20までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則に規定する様式による用紙は、令和3年3月31日までの間、所要の調整をして使用することができる。